

広報活動における在学生の肖像権・個人情報の取り扱い等に関する基本方針及びガイドライン

令和2年11月2日施行

前文

肖像権とは、人が自己の肖像（写真・絵画・彫刻など）をみだりに他人に撮られたり使用されたりしない権利（有斐閣「法律用語辞典」）であり、現在日本の法律に明文の規定はありませんが、憲法に基づく人格権の一内容として法的保護を受ける対象になると考えられているものです。

この文書は、女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下「本学」とします）が、広報活動を行うにあたり、肖像権・個人情報の取り扱い等について明確な方針及びガイドラインを示したものです。

目的

本学が大学案内・各種パンフレット・Webサイト・SNSなどの公式な広報媒体の制作を行うにあたり、本学在学生の尊厳を保つ上で、肖像権や個人情報の保護が重要であることに鑑み、本学としての基本方針・ガイドラインを設けるとともに、その基本方針・ガイドラインに沿って肖像権や個人情報の保護について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を執り行うための必要な事項を定めるものとします。

定義

ここに定める肖像とは、本学在学生の①肖像画、②肖像写真、③肖像彫刻とし、これらの取り扱いについて記します。

基本方針

在学生の肖像権及び個人情報の保護ために十分な環境・体制の構築を図るとともに、明確かつ統一的な運用を行い、本学の広報活動の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知を図ります。

利用

肖像及び個人情報の使用範囲は、本学の学内外で行う広報活動において配布および使用する大学案内・各種パンフレット・Webサイト・Facebook等のSNS・高校訪問時における出身高校への近況報告資料の制作のみに限定します。

管理

肖像権・個人情報の取り扱い等に関しては広報委員会が運営・管理を行います。最高管理責任者は広報委員会委員長である広報担当理事とします。最高管理責任者は、「統括管理責任者」及び「肖像権・個人情報の取り扱い等に関するコンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者が肖像権・個人情報保護対策に対して責任を持ち、積極的に推進するとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限等の責任体系を明確化します。「統括管理責任者」は研究科長・各学科長・短期大学部部長・総務企画部長とします。「肖像権・個人情報の取り扱い等に関するコンプライアンス推進責任者」は各専攻領域コース主任・広報グループ長とします。

承諾

- ・在学生の肖像及び個人情報の使用については、必ず事前に在学生（本人）に対して、マニュアルに定めた主旨や目的を確実にご説明します。その後、承諾書への署名（サイン）をお願いします。
- ・第三者から転載依頼があった場合（他の機関から本学の広報目的で使用したい旨があり、本学においてその内容について問題がないと認めた場合）の許諾の可否については、本学にご一任いただきますようお願いします。
- ・本学の展覧会や作品の制作、展示風景などを撮影、取材させていただく際、作品自体を単体として撮影及び掲載する場合は、必ず作者（本人）に許諾をとった上で掲載を行います。
- ・完成した媒体・コンテンツは、本学の広報目的で行う学内外のイベントでの配布及び使用や、本学Webサイト上に掲載することがあることを予めご了承ください。
- ・学生への承諾期間は、原則として本学在学期間内とします。ただし一部の進路関係広報媒体等については、卒業（修了）後にも、掲載や使用する場合があることを予めご了承ください。

注記

- ・授業風景やイベントなど、大勢を対象に写真や映像を撮影する場合は、事前に撮影を行う旨をアナウンスし、写りたくない学生に対しては、席の移動などを促すなど写らないよう工夫の上撮影を行います。
- ・展覧会・イベント風景等、不特定の被写体が映り込む可能性を有する撮影を行う際は、個人が特定されるような（顔が認識できるような）カットの撮影および掲載は行わないよう注意します。
- ・在学生（本人）より特別な事情で、既にWebサイト（SNSを含む）上で公開された肖像・個人情報の削除依頼に対しては、状況に応じて速やかに対応します。
- ・既に印刷や配布を行ってしまった紙媒体の印刷物等への削除または回収依頼については、その時点でできる範囲の対応に努めます。